平成２２年（フ）第１６３号
茨城県古河市諸川804番地７
債務者　塚原ラッカーナ（ＴＳＵＫＡＨＡＲＡ　ＬＵＫＫＡＮＡ）
１　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１６４号
茨城県下妻市前河原846番地46
債務者　板橋　功二
１　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１６７号
茨城県筑西市倉持1123番地オオヨシアパート38号室
債務者　山口　安朗
１　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１７２号
茨城県古河市諸川1198番地
債務者　鈴木　洋子（旧姓浜平）
１　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１７３号
茨城県古河市尾崎5267番地１
債務者　染野　政雄
１　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１７４号
茨城県古河市尾崎5267番地１
債務者　染野　圭子
１　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２２８号
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘４丁目１番地426　県住13―９、従前の住所石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘４丁目１番地426　県住13―16
債務者　唐崎　克司
１　決定年月日時　平成22年７月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２３８号
石川県石川郡野々市町下林４丁目44番地　フレグランスベルディ下林102号、従前の住所石川県石川郡野々市町新庄４丁目225番地
債務者　苗代　達也
１　決定年月日時　平成22年７月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２５７号
石川県白山市東柏町４番地２
債務者　奥野　　勉
１　決定年月日時　平成22年７月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２７０号
石川県石川郡野々市町粟田２丁目186番地の１　プリシェールＦ103号
債務者　舟山　靖人
１　決定年月日時　平成22年７月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２７６号
石川県かほく市秋浜ニ49番地、従前の住所石川県かほく市白尾ラ12番地７
債務者　川邉　弘昭
１　決定年月日時　平成22年７月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２７７号
石川県かほく市秋浜ニ49番地、従前の住所石川県かほく市白尾ラ12番地７
債務者　川邉　弥生
１　決定年月日時　平成22年７月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２７９号
金沢市昭和町３番20号　金沢ハイツ606号
債務者　坂口　充弘
１　決定年月日時　平成22年７月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２８５号
金沢市長坂１丁目４番16号　長坂ネスル・ガゼボ62―202号
債務者　岡崎　文彦
１　決定年月日時　平成22年７月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３６０号
岐阜市福光東３丁目20番５―502号サンライズ大野
債務者　松田惠美子
１　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３６１号
岐阜市福光東３丁目20番５―502号サンライズ大野
債務者　松田　育美
１　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４０４号
岐阜市日野東３丁目３番３号ビーライン日向Ａ202号室
債務者　菊地　政秋
１　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
岐阜地方裁判所